

「総合的な学習の時間」の授業時数確保に関する決議文

小学校学習指導要領改訂に伴う移行措置案について、「平成 30、31 年度における外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から 15 単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。」とする授業時数の特例案に強く反対する。

今次教育課程の改訂では、知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会のつながりをより意識した教育を行うこと。子供たちがそうした教育のプロセスを通じて、基礎的な知識や技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果を表現し、更に実践に生かしていけるようにすること。そのためにも、「何を学ぶか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視する必要がある、課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学びを充実させていくことが、ポイントとなっている。これらのことは、「総合的な学習の時間」がその創設以来一貫して重視し、その趣旨に沿って全国各地で実践を積み重ねてきており、他教科等を先導してきたところである。

以上のような認識に立つならば、「70 時間の総合的な学習の時間のうち、移行期間に総合的な学習の時間から 15 時間を外国語、外国語活動に振り替えることができる」という特例案を断じて容認することはできない。

日本生活科・総合的学習教育学会では、学習指導要領改訂期をむかえ、「総合的な学習で育まれる学力とカリキュラム」というテーマで、総合的な学習の成果と課題について検証してきた。その結果、総合的な学習の時間において探究的・協働的な学習活動を実施することで、今、子供たちに求められている多くの資質・能力の育成と共に国語や算数等の教科の学力向上が可能であることが明らかになった（日本生活科・総合的学習教育学会学会誌「せいかつか&そうごう」第 22 号 2015 年に掲載、中央教育審議会教育課程部会資料）。

さらに、総合的な学習の時間の授業時数を減らすことができるとする移行措置によって、以下のことが強く懸念される。

- 今回の改訂で目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現を難しくすること
- 「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」という探究のプロセスを何度も繰り返すことができなくなり、探究的な学びにつながらなくなる
- 「社会に開かれた教育課程」の要の時間である総合的な学習の時間の削減は、地域等と一体となって取り組んできた教育活動（その一部は地域創生にも資するところが大きい）ができなくなり、地域の期待に応えられなくなるばかりか、「社会に開かれた教育課程」の実現を大きく後退させることに繋がる
- 総合的な学習の時間が、カリキュラム・マネジメントの要となることはしばしば指摘されてきた通りであるが、その移行期間における取組を大きく後退させる
- 教職員のカリキュラム創造力などの力量がさらに低下することが心配される
- せっかく向上傾向にある PISA などの国際標準の学力の低下につながる
- ESD などをはじめとする総合的な学習の時間で行ってきた教科等横断的な学習ができなくなる
- 総合的な学習の時間の意義や位置づけについて、学校関係者や社会一般に対し、結果的に誤ったメッセージを送る危険性をはらんでいること。また、そのことが、ひいては実践の意欲や質の低下、教育課程全体への信頼感の低下にまでつながりかねない恐れがある

以上のことから、日本生活科・総合的学習教育学会は、学習指導要領の移行期はもとより全面実施以降においても、「総合的な学習の時間」の授業時数を年間 70 時間以上確保できるよう移行措置案を見直すことについて、広く国民に呼びかけるとともに文部科学省に意見文を提出することを、第 26 回全国大会東京大会において決議する。

平成 29 年 6 月 17 日

日本生活科・総合的学習教育学会